

賃貸不動産
経営管理士の
有資格者の
皆様へ

移行講習未修了の
賃貸不動産経営管理士は

失効

令和4年6月15日をもって
失効します。

移行講習の
受講はお済みで
しょうか？

《国家資格取得までの主な流れ》

令和2年度以前の試験に合格し、
【民間資格】賃貸不動産経営管理士に登録※した方

※登録には宅建士又は管理業務に関する2年以上の実務経験が必要です。
どちらの要件も満たさない場合には実務講習の修了をもって代えることが
可能です。

業務管理者移行講習

未修了

修了

令和4年6月15日

民間資格
失効

国家資格
取得

《国家資格化と現行資格制度の廃止について》

令和3年6月施行「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」にお
ける業務管理者*の要件である賃貸不動産経営管理士は、法体系に基
づく国家資格となりました。

※法律において登録された賃貸住宅管理業者が事務所毎に1名以上設置しなければならず、管理受託契約の内容が
明確であるか、賃貸住宅の維持保全の実施方法における妥当性等、業務の管理及び監督する事務を行います。

民間資格の賃貸不動産経営管理士から国家資格化するためには、移行
講習を実施期限の令和4年6月15日までに修了することが必要です。

当該講習を令和4年6月15日までに修了しない場合、業務管理者
の要件を満たせなくなると同時に民間資格の賃貸不動産経営管理士は
失効します。

- 賃貸不動産経営管理士の資格の維持
- 国家資格化（業務管理者の要件を満たす）

移行講習の受講が必要です

移行講習の案内
及びお申込はこちら

<https://www.jpm.jp/migration/>

業務管理者移行講習 🔍



受講料：7,700円(税込) ※テキスト代・効果測定受験料・送料含む

学習方法：eラーニング講習(2時間20分)

移行講習は期限である **令和4年6月15日まで** (申込:5月15日まで) に修了してください。



一般社団法人 賃貸不動産経営管理士協議会

<https://www.chintaikanrishi.jp>

業務管理者の要件を満たすための講習等


賃貸不動産経営管理士の資格の維持、国家資格化のための

業務管理者移行講習

業務管理者移行講習は「賃貸住宅業務等の適正化に関する法律(以下、法律)」に基づく講習です。本講習の修了により、法律に基づく「業務管理者」になるための要件を満たすこと(国家資格化)ができます。

対象者

令和2年度以前の賃貸不動産経営管理士試験に合格し、
令和4年6月15日(経過措置期間満了)までに **登録を受けた賃貸不動産経営管理士**

学習方法	インターネット回線を使用したeラーニング講習(2時間20分)		
実施期間	現在受付中～ 令和4年6月15日(水) まで	申込期間	現在受付中～ 令和4年5月15日(日) まで
受講料	7,700円(税込) テキスト代・効果測定・送料含む		
環境要件	パソコン及びインターネット通信環境	対応ブラウザ	Google Chrome Microsoft Edge
申込方法	https://www.jpm.jp/migration/ 業務管理者移行講習 		

未登録・有効期限切れ

【民間資格】賃貸不動産経営管理士の

登録 / 更新

令和2年度以前の賃貸不動産経営管理士試験に合格された方が、移行講習を受講する(国家資格に移行する)ためには、事前の資格登録が必要です。また、有効期間が終了している(する)方は、更新の手続きが必要です。

登録要件

- ① 宅地建物取引士である者 又は、
- ② 協議会が認める賃貸不動産関連業務に2年以上従事している又は従事していた者

申請期限	令和4年4月30日(土) まで	登録料	6,600円(税込)	申請方法	Web又は郵送
		更新料	8,000円(税込)		

※上記は令和2年度以前の試験合格者に向けた内容です。令和3年度以降合格者の方は内容が異なります。

登録要件満たさず

賃貸住宅管理業の実務経験2年を有する者と同等以上の能力を有する者になるための

実務講習

賃貸不動産経営管理士試験に合格した方で登録要件を満たさない方は、本講習を修了することにより「賃貸住宅管理業の実務経験2年を有する者と同等以上の能力を有する者」と認められ、資格登録の要件を満たすことができます。本講習は賃貸不動産経営管理士試験に合格していない方は受講することができません。

対象者

賃貸不動産経営管理士試験に合格し、登録要件を満たさない者

申込受付開始	令和3年12月1日(水) から	受講料	20,000円(税込)	学習方法	eラーニング講習
--------	------------------------	-----	-------------	------	----------

※上記は令和2年度以前の試験合格者に向けた内容です。令和3年度以降合格者の方は内容が異なります。

各種ご案内、
詳細はこちら

<https://www.chintaikanrishi.jp>

お問合せ TEL 03-6821-8660 問合せセンター 受付時間【平日】10:00-17:00

賃貸不動産経営管理士協議会 

